

令和 7 年 6 月 6 日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局教育支援部学事課

担当：荒川、寺田

TEL：9 7 2－3 2 1 4

(21 時 40 分まで職員が待機します。)

就学援助関係書類の誤配付について

名古屋市立小学校（昭和区内）において、就学援助の申請関係書類について誤配付がありましたので報告します。

記

1 誤配付した書類

就学援助継続申請書、市民税・県民税・森林環境税証明書

2 当該書類に含まれている個人情報

児童氏名、学年、保護者氏名、住所、生年月日、世帯状況、申請理由、保護者の所得・税額等

3 事案の概要

- 令和 7 年 6 月 5 日、担任が児童 A から封筒に入った就学援助関係書類を受け取った。
- 同日、担任が児童 B に渡す封筒と児童 A から受け取った封筒を勘違いし、児童 A から受け取った封筒を児童 B に渡した。
- 担任が児童 B に渡す封筒が手元にあることに気づき、児童 B の保護者に連絡したところ、児童 A の封筒の誤配付が発覚した。
- 児童 B の保護者に謝罪し、児童 A の封筒を回収した。
- 6 月 6 日、児童 A の保護者に連絡し、謝罪を行った。

4 再発防止策

- 書類を配付する際には、氏名の確認を徹底する。
- 文書管理及び個人情報保護の重要性について、教職員の意識啓発を行う。
- 再発防止に向けて、本件事案を各学校に周知し、注意喚起を図る。

【参考】就学援助制度の概要

就学援助とは、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により、小・中学校の児童生徒を就学させることが困難な保護者に対し、市町村が学用品費や給食費などを援助する制度です。